

## マージン率等に係る情報提供について

株式会社拓進工営

労働派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和5年4月～令和6年3月)

1	派遣労働者の総数	43人
2	派遣先事業所数	7社
3	労働者派遣に関する料金の平均額	36,060円 一日当たりの料金額 8時間労働として計算
4	派遣労働者の賃金の額の平均額	23,040円 一日当たりの料金額 8時間労働として計算
5	労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合	36.1%
6	派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項	

※マージンには、弊社が負担する法定福利費・法定外福利費・教育訓練費・事業経費などが含まれています。

法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

- ・ 労使協定の締結：あり（当該協定の有効期間の終期 2025年3月31日）
- ・ 当該協定の対象となる派遣労働者の範囲：当事業所にて雇用し派遣就業しているすべての派遣労働者

教育訓練に関する事項（主たる教育訓練）

- ・ 別表のとおり

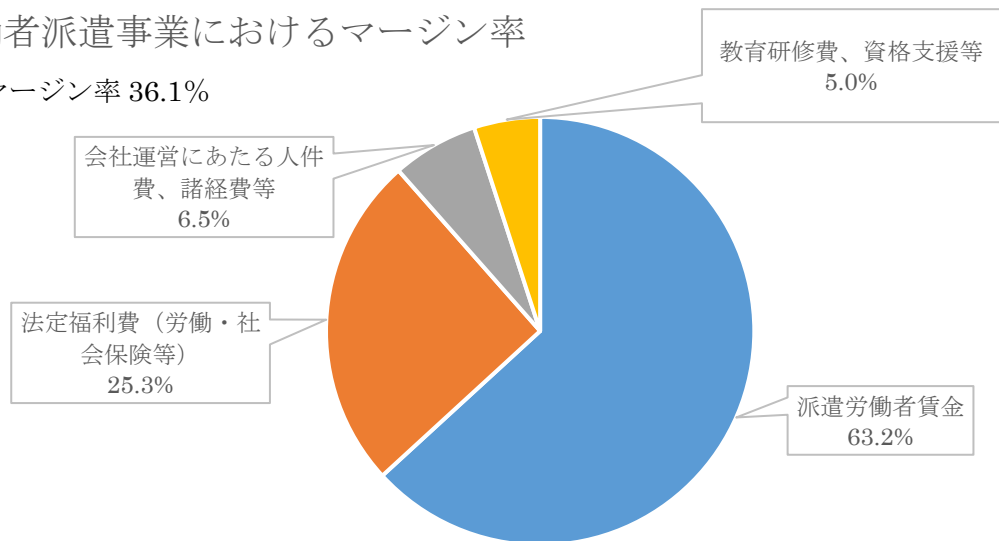
キャリアコンサルティングの相談窓口 派遣事業運営係 TEL 042-770-4469

③ キャリアアップに資する教育訓練 (① フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者 (上段) 種別 (1 雇入時・2 派遣中・3 待機中・4 入社 〇年日・5 長期的なキャリア形成を念頭に 置いた内容の教育訓練の対象となる無期雇 用派遣労働者・6 その他) (下段) 対象となる派遣労働者数				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数 回実施の場合は、その合計)) (下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者 は、重複計上しないこと)				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以 外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償 (実費負担なし) 2 無償 (実費負担あり) 3 有償	資金支給の別 1 有給 (無給部分なし) 2 有給 (無給部分あり) 3 無給
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用訓練	1				72				2	1	1	1
(ロ)	12				12				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) 数計業務ウェア研修	1	2	2		20	64	16		1	1	1	1
(ロ)	12	7	4		12	7	4		備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー研修				4				24	2	1	1	1
(ロ)				3				3	備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ)									備考			
(ロ)									備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時 間の総計」の合計 (a)					92	64	16	24	1～3年目のaの合計 (c)			172
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の 実人数 (b)					12	7	4	3	1～3年目のbの合計 (d)			23
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの 平均実施時間 (a÷b)					7	9	4	8	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓 練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			7
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った資金額 (1人1時間当たり平均)									2745			

労働者派遣事業におけるマージン率

マージン率 36.1%



- 派遣労働者賃金
- 法定福利費 (労働・社会保険等)
- 会社運営にあたる人件費、諸経費等
- 教育研修費、資格支援等